

尾張旭市監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体（公益社団法人尾張旭市シルバー人材センター）監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和6年5月30日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 大島 もえ

財政援助団体監査報告書

1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

財政援助団体監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査のうち、本市が財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに係るもの）

3 監査の対象

(1) 公益社団法人尾張旭市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）の令和4年度及び令和5年度における本市からの補助金に係る出納その他の事務の執行

(2) (1)の補助金の所管課（健康福祉部長寿課）の当該補助金に係る事務の執行

4 監査の着眼点

市の補助金に係る出納その他の事務の執行が当該補助金の目的に沿って行われているかを主眼として実施した。

5 監査の実施内容

令和6年3月22日から同年4月25日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに帳簿及び書類を確認するとともに、シルバー人材センター職員及び健康福祉部長寿課職員の説明を求めることにより実施した。

6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

(1) シルバー人材センターに係るもの

注意すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定）第2項第3号に規定するものをいう。以下同じ。）

補助金交付申請書の金額とその添付書類の金額が一致していないもの、補助事業実績報告書の添付書類で違算が生じているものが見受けられた。

(2) 健康福祉部長寿課に係るもの

注意すべきもの

ア シルバー人材センターから提出された書類について、(1)にあるように、補助金交付申請書の金額とその添付書類の金額が一致していないもの、補助事業実績報告書の添付書類で違算が生じているものが見受けられた。収受した申請書類等については、内容を十分審査し、誤りが認められる場合は、修正の上、再提出をするよう指導されたい。

イ シルバー人材センターが、公益社団法人尾張旭市シルバー人材センター事業費補助金交付要綱の別表に補助対象経費としては明示されていない科目である退職給付費用や作業適応訓練費を計上しているにもかかわらず、市は、解釈や読み替えによって、これらも補助対象としている。同要綱の対象となる法人はシルバー人材センターのみであり、同要綱の別表に補助対象経費科目を掲げているのであるから、市として引き続き補助対象経費に含めるということであれば、補助金を客観的かつ正確に交付する観点から、同要綱にこれらの科目が補助対象経費である旨明示されたい。

7 要望事項

シルバー人材センターに対し、次のとおり要望する。

シルバー人材センターにおいて課題として認識されているとおり、環境変化に対応しつつ組織目標を達成していくためには、新規会員及び新規就業先の確保が重要と考えられる。そのためには、会員満足度調査を実施して会員ニーズについて分析すること、広報活動の一層の工夫・充実を図ることなど、新たな取組を模索することを検討されたい。